

北海道告示第10787号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年2月27日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年10月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
帯広西18条ショッピングセンター
帯広市西18条北1丁目29番地1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社福原 代表取締役 福原 郁治
帯広市西22条北1丁目13番地
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業名	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社福原	24時間	24時間	24時間	24時間
株式会社ツルハ	午前10時 (ただし年間90 日午前9時)	24時間	翌午前0時	24時間
株式会社ファーストリ テイリング	午前10時 (ただし年間90 日午前9時)	午前10時 (ただし年間90 日午前9時)	午後9時	午後9時
藤久株式会社	午前10時 (ただし年間90 日午前9時)	午前10時 (ただし年間90 日午前9時)	午後9時45分	午後9時45分
株式会社柳月				
株式会社梶尾花園				
有限会社ふっくら工房				
株式会社丸信増山商会				
株式会社アサヒクリー ナー				

- (4) 変更の年月日
平成29年10月14日
- (5) 変更する理由
営業時間延長のため

- 2 届出年月日
平成29年10月13日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成29年10月27日（金）から平成30年2月27日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで

4 その他

縦覧については、帯広市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は帯広市へ問い合わせること。